

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成27年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成27年10月28日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 平成27年度大阪府一般会計補正予算（第3号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 大阪府立今宮工科高等学校における生徒の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解の件
- 2 指定管理者の指定の件（大阪府立中之島図書館）

○条例案

- 1 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等一部改正の件
- 2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件
- 3 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 4 非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例一部改正の件
- 5 職員の分限に関する条例等一部改正の件
- 6 職員の懲戒に関する条例等一部改正の件
- 7 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例制定の件
- 8 大阪府住民基本台帳法施行条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

知事から意見聴取があった議案一覧

○予算案

番号	件名	概要	備考
1	平成27年度大阪府一般会計補正予算(第3号)の件(教育委員会関係分)	大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)を活用し、府立学校4校に太陽光発電設備(太陽光パネル)及び蓄電池を整備中であるが、工事及び工事監理の入札差金等について、減額補正を行う。 〔補正予算額〕 ▲2,392万3千円	【9月18日の教育委員会会議において報告した内容から修正無し】

○事件議決案

番号	件名	概要	備考
1	大阪府立今宮工科高等学校における生徒の負傷事故に係る損害賠償請求に関する和解の件	大阪府立今宮工科高等学校において発生した生徒の負傷事故に関し、民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。 ＜事案概要＞ ・原告生徒が、水泳部において自主練習(顧問不在)を行っていたところ、他の生徒に押されプールに落下し四肢麻痺の状態となった。 ・原告生徒から、大阪府に対して、3億902万余円の損害賠償の支払いを求める訴えの提起がなされ、今般、裁判所より大阪府に対して解決金1億円の和解勧告があった。	【9月18日の教育委員会会議において報告した内容から修正無し】
2	指定管理者の指定の件(大阪府立中之島図書館)	大阪府立中之島図書館 指定期間 平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで 指定する団体 株式会社アスウェル	【9月18日の教育委員会会議において報告した内容から修正無し】

○条例案

番号	件名	概要	教育委員会関係箇所等
1	知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等一部改正の件	<p>大阪府特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ、特別職の給料の額等について、所要の改正を行う。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の退職手当の廃止及び給料月額の変定 知事 1,310,000円 → 1,500,000円 ・特別職の給料月額の変定 知事 1,500,000円 → 1,520,000円 副知事 1,030,000円 → 1,050,000円 教育長 840,000円 → 880,000円 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例 [給料月額の変定] 教育長 840,000円 → 880,000円
2	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>地方公務員法の改正に伴い、規定の整備(条項ずれ是正等)を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立学校条例 [文言の改正] (改正前)勤務成績の評定 ⇒ (改正後)人事評価 【9月18日の教育委員会会議において報告した内容から修正無し】 ・大阪府立学校条例以外は教育委員会を含む大阪府全体に関するもの
3	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法の改正に伴い、規定の整備(条項ずれ是正等)を行う。 2 地方公務員等共済組合法の改正に伴い、規定の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を含む大阪府全体に関するもの
4	非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例一部改正の件	<p>地方公務員等共済組合法の改正に伴い、規定の整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会を含む大阪府全体に関するもの

5	職員の分限に関する条例等一部改正の件	<p>1 地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <p>2 地方公務員法第3条第3項第3号の特別職として位置付けられている非常勤職員について、一部の非常勤職員を除き、特別職から一般職へ位置付けを変更するため、所要の改正を行う。</p>	<p>・教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>
6	職員の懲戒に関する条例等一部改正の件	<p>地方公務員法第3条第3項第3号の特別職として位置付けられている非常勤職員について、一部の非常勤職員を除き、特別職から一般職へ位置付けを変更するため、所要の改正を行う。</p>	<p>・教育委員会を含む大阪府全体に関するもの</p>
7	大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例制定の件	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号を利用できる事務として、私立高等学校等への就学に要する経費の支弁に関する事務や生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務などの利用に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>・個人番号利用事務の規定</p> <p>○特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務</p> <p>○高等学校等への就学に要する経費の支弁に関する事務</p>
8	大阪府住民基本台帳法施行条例一部改正の件	<p>1 住民基本台帳法の改正に伴い、規定の整備を行う。</p> <p>2 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定により、個人番号利用事務について、知事及び教育委員会が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができるよう、所要の改正を行う。</p>	<p>・教育委員会が知事保存本人確認情報を利用できるようにする事務の規定</p> <p>○特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務</p> <p>○高等学校等への就学に要する経費の支弁に関する事務</p>

大阪府条例第 号

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(給料)		給料の額(月額)
区	分	
知事	事	一、五〇〇、〇〇〇円
(略)		(略)

(手当)

第三条 知事等には、給料のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

2) 副知事には、前項に規定するもののほか、退職手当を支給する。

第六条 副知事の退職手当の額は、退職した日における副知事の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、百分の二十を乗じて得た額とする。

改正前

(給料)		給料の額(月額)
区	分	
知事	事	一、三二〇、〇〇〇円
(略)		(略)

(手当)

第三条 知事等には、給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

第六条 知事等の退職手当の額は、退職した日における知事又は副知事の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

区	分	割	合
知事	事	百分の二十	百分の二十
副知事	事	百分の二十	百分の二十

2) 第一項に規定する退職手当の支給は、任期(こと)に行う。

附則

1) (略)

2) 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する職員(以下「国家公務員」という。)であった者であつて引き続き副知事となつたもの、又は国家公務員であつた者であつて引き続き職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。)第一条に規定する職員となつたものである。第一條に規定する職員となつたものによつて引き続き副知事となつたものに係る法又は退職手当条例に基づく退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間は、その者の副知事としての勤続期間に通算する。

3) 4) 当分の間、副知事の退職手当の額は、第六条第

2) 第一項に規定する退職手当の支給は、知事又は副知事の任期(こと)に行う。

附則

1) (略)

2) 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する職員(以下「国家公務員」という。)であった者であつて引き続き副知事となつたもの、又は国家公務員であつた者であつて引き続き職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。)第一条に規定する職員となつたものである。第一條に規定する職員となつたものによつて引き続き副知事となつたものに係る法又は退職手当条例に基づく退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間は、その者の副知事としての勤続期間に通算する。

3) 4) 当分の間、知事等の退職手当の額は、第六条第

6 (略)
 一項及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

6 (略)
 一項及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)
 第二条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(給料) 第二条 (略)					
副知事	知事	区分	副知事	知事	区分
一、〇五〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	給料の額(月額)	一、〇三〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	給料の額(月額)

(大阪府監査委員条例の一部改正)
 第三条 大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(給料及び報酬) 第七条 (略)							
2 (略)	区	分	給料又は報酬の額	2 (略)	区	分	給料又は報酬の額
	常勤の監査委員	代表監査委員	月額 八三〇、〇〇〇		常勤の監査委員	代表監査委員	月額 八二〇、〇〇〇
	委員以外の監査委員	代表監査委員	月額 六八〇、〇〇〇		委員以外の監査委員	代表監査委員	月額 六七〇、〇〇〇

(大阪府人事委員会条例の一部改正)

第四条 大阪府人事委員会条例(昭和二十六年大阪府条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	
(給料及び報酬) 第三条 (略)			
2 (略)	区	給料又は報酬の額	
	分	委員長で ある委員 その他の 委員	月額 八三〇、〇〇〇 円 月額 六八〇、〇〇〇
(略)	(略)	(略)	(略)
		改正前	
(給料及び報酬) 第三条 (略)			
2 (略)	区	給料又は報酬の額	
	分	委員長で ある委員 その他の 委員	月額 八二〇、〇〇〇 円 月額 六七〇、〇〇〇
(略)	(略)	(略)	(略)

(大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第五条 大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	
(給料)			
第二条 教育長の給料の額は、月額八十八万円とする。			
		改正前	
(給料)			
第二条 教育長の給料の額は、月額八十四万円とする。			

附 則

この条例は、平成二十七年十一月二十七日から施行する。ただし、第二条から第五条までの規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、職員(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の期末手当及び勤勉手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、職員(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の期末手当及び勤勉手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公務のため旅行する府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の旅費に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、任命権者が人事委員会と協議して定める事情により府費を支弁して旅行させる必要がある場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公務のため旅行する府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の旅費に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項、第二項及び前項に該当する場合を除くほか、任命権者が人事委員会と協議して定める事情により府費を支弁して旅行させる必要がある場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給する。</p> <p>6・7 (略)</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改

正)

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる機関に準ずる機関で人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定めるもの 2 (略) 一・二 (略) 三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める職員を除く。) 四・五 (略)</p> <p>(派遣期間の更新等) 第三条 (略) 2 (略) 3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き五年を超えることとなるとき、及び引き続き五年を超えて派遣されている派遣職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)の派遣の期間が五年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年二月を超えないこととなるときは、この限りでない。</p>	<p>(職員の派遣) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定めるもの 2 (略) 一・二 (略) 三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める職員を除く。) 四・五 (略)</p> <p>(派遣期間の更新等) 第三条 (略) 2 (略) 3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き五年を超えることとなるとき、及び引き続き五年を超えて派遣されている派遣職員(特定地方独立行政法人の職員を除く。)の派遣の期間が五年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年二月を超えないこととなるときは、この限りでない。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号。以下「法」という。)第二条</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号。以下「法」という。)第二条</p>

第三号、第三条第一項及び第五条第一項（これらの規定を法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第六条並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第二条第一号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（法第二条第二号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（以下「職員」という。）について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

第三号、第三条第一項及び第五条第一項（これらの規定を法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第六条並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第二条第一号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（法第二条第二号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員（以下「職員」という。）について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第五条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣） 第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。</p> <p>4（略）</p> <p>（委任） 第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>（職員の派遣） 第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払いを受けた場合には、適用しない。</p> <p>4（略）</p> <p>（委任） 第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八

十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第百八十九号)附則第五項において準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第百八十九号)附則第五項において準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、府の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員並びに府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)
 第七条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告) 第二条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 人事評価の状況 三 一七 (略) 八 退職管理の状況 九 研修の状況 十・十一 (略)</p>	<p>(任命権者の報告) 第二条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 一六 (略) 七 研修及び勤務成績の評定の状況 八・九 (略)</p>

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)
 第八条 職員の退職管理に関する条例(平成二十三年大阪府条例第六号)の一部

を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)
第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第六項の規定に基づき、府の職員(条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下「職員」という。))の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

(再就職の支援の方針)

第二条 府における職員の再就職の支援については、府の人材バンク制度(営利企業(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。))又は営利企業以外の法人その他の団体(国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第四項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下この条及び第四条において同じ。))からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。以下同じ。))その他のこの条例の定めるところによることとする。

(再就職者による依頼等の規制)

(目的)

第一条 この条例は、府の職員(条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下「職員」という。))であった者であつて離職後に再就職したものである者であつて離職後に必要な事項を定めることにより、職員等の退職管理の適正化を図り、もつて公務の公正性及び府民の信頼を確保することを目的とする。

(再就職の支援の方針)

第二条 府における職員の再就職の支援については、府の人材バンク制度(営利企業(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。))又は営利企業以外の法人その他の団体(国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第四項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「公共団体等」という。))を含む。以下この条及び第七条において同じ。))からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。以下同じ。))その他のこの条例の定めるところによることとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第三条 職員であった者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体(公共団体等を除く。))をいう。以下この条、第十一条及び第十三条において同じ。))の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であった者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等(一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職手当通算離職者」という。))を除く。以下「再就職者」という。))は、離職前五年間に在職していた府の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。))又は議会の事務局(以下「府の執行機関の組織等」という。))の職員に対し、府と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百六条の二第一項に規定

第三条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職（法第三十八条の二第四項の人事委員会規則で定める職を除く。）として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に關する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2| 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が府又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相當する給付を含む。）に關する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、職員の退職手当に關する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

3| 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4| 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、府の執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 5| 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、府の執行機関の組織等の職員に対し、府と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて府においてその締結について自らが決定したもの又は府による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 6| 第一項及び前二項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
 - 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律若しくは条例の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合又は府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合
 - 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは府との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
 - 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
 - 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するため必要な場合
 - 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）
 - 六 再就職者が職員に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じない場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る職員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合
- 7| 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、第一項、第四項又は第五項の規定による要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしないようにしてはならない。
- 8| 職員は、第六項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、

人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならぬ。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第四条 任命権者は、職員又は職員であった者に前条の規定に違反する行為(以下「規制違反行為」という。)を行った疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第五条 任命権者は、職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行うおとするときは、人事委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることが出来る。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第六条 人事委員会は、第三条第八項の規定による届出、第四条の規定による報告又はその他の事由により職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(任命権者への届出)

第七条 第三条第四項に規定する職に就いている職員(以下「管理職職員」という。)又は第九条に定める勤続期間が二十年以上である職員であった者(退職手当通算離職者を除く。)は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うことになった場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(任命権者への届出)

第四条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は第六条に定める勤続期間が二十年以上である職員であった者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。)であった者であつて引き続いて退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に關する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の職

四 離職した日

五 再就職した日

六 再就職先の名称

七 再就職先の業務内容

八 再就職先における地位

大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第三十二条第一項に規定する管理職職員等が同条第一項又は第二項に規定する法人に再就職した場合にあつては、その旨

十 契約(再就職した職員であつた者の離職前五年間に府が再就職先と締結した契約のうち、一の年度の契約金額の合計額が三百万円以上のものに限る。以下同じ。)に關与(随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務(間接的な業務を除く。))をいう。以下同じ。)をした場合にあつては、当該關与をした年度、關与をした当時の所屬及び担当業務、契約の主たる内容並びに關与の内容

第五条 (略)

第六條 (職員の勤続期間)

第六條 大阪府職員基本条例第三十二条第一項の条例で定める勤続期間は、府に採用された日から離職した日までの期間(退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就いていた期間を含む。)とする。

第七條 (略)

(他の職員についての依頼等の規制)

第八條 大阪府職員基本条例第三十三条の条例で定める行為は、職員が、営利企業等(法第三十八條の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下この条において同じ。)に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的としてする次の行為とする。

2 (略)

第九條 (略)

第八條 (略)

(職員の勤続期間)

第九條 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第三十二条第一項の条例で定める勤続期間は、府に採用された日から離職した日までの期間(退職手当通算予定職員(第三條第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。))として退職手当通算法人の地位に就いていた期間を含む。)とする。

第十條 (略)

(他の職員についての依頼等の規制)

第十一條 大阪府職員基本条例第三十三条の条例で定める行為は、職員が、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的としてする次の行為とする。

2 (略)

第十二條 (略)

(罰則)

第十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた府の執行機關の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

二 管理職職員に離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた府の執行機關の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて

<p>(過料) 第十條 第四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者</p> <p>三 在職していた府の執行機関の組織等に属する職員に対し、府と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて府においてその締結について自らが決定したもつ又は府の執行機関の組織等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したもつに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者</p> <p>四 第三条第七項の規定に違反した者</p> <p>第十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第三条第一項、第四項又は第五項の規定に違反して、職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)</p> <p>二 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>
---	---

(大阪府立学校条例の一部改正)

第九條 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(校長の任用及び人事評価) 第十七條 委員会は、校長の任用及び人事評価(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>(教員の人事評価) 第十九條 教員の人事評価は、校長による評価に基づき行うものとする。</p> <p>2 教員のうち授業を行う者に係る前項の校長による評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(校長の任用及び勤務成績の評定) 第十七條 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定(大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。)に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>(教員の勤務成績の評定) 第十九條 教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うものとする。</p> <p>2 教員のうち授業を行う者に係る前項の評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例の一部改正)

第十条 労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例（平成二十五年大阪府条例第四百号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理運営事項) 第四条 (略) 一―八 (略) 九 人事評価に係る制度の企画、立案及び実施に関する事項 十一―十四 (略)</p>	<p>(管理運営事項) 第四条 (略) 一―八 (略) 九 勤務成績の評定に係る制度の企画、立案及び実施に関する事項 十一―十四 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第三条（略） 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一―三（略）</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第三条（略） 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一―三（略）</p>

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の退職手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の退職手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(非常勤職員の災害補償に関する条例の一部改正)

第一条 非常勤職員の災害補償に関する条例(昭和四十二年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前		
附則	附則	附則	附則	
(他の法令による給付との調整) 第八条 (略)		(他の法令による給付との調整) 第八条 (略)		
傷病補償年金	傷病補償年金	傷病補償年金	傷病補償年金	
<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</p> <p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)</p> <p>附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)</p> <p>及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p>	<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p> <p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。)</p> <p>及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p>	<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p> <p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。)</p> <p>及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p>	<p>障害厚生年金等(当該補償の事由とな</p>	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となつ</p>

		障害補償年金						つた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	(略)
国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	(略)
うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	うち遺族年金	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		障害補償年金						た障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	(略)
国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	国民年金等改正法附則第七十八条第	(略)
該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	該当する遺族年金	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

金 障害厚生年金等及び障害基礎年金	旧国民年金法による障害年金	2 (略)	遺族補償年金	<p>一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p> <p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)</p> <p>遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)</p> <p>又は国民年金法による寡婦年金</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)	(略)

障害厚生年金及び障害基礎年金	旧国民年金法の障害年金	2 (略)	遺族補償年金	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下「遺族厚生年金」という。)</p> <p>及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)</p> <p>遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</p> <p>遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)</p> <p>又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)	(略)

障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	(略)
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	(略)

障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	(略)
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	(略)

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第二条 職員の再任用に関する条例(平成十二年大阪府条例第百五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等(以下「特定警察職員等」という。)である者については、第二条から第四条までの規定並びに次項及び附則第五項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(委任) 第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等(以下「特定警察職員等」という。)である者については、第二条から第四条までの規定並びに次項及び附則第五項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 人事評価(法第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)が継続して任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)が定める基準を下回る場合であつて、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合</p> <p>二 担当すべきものとして割り当てられた職務を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が良くないと認められる場合</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 人事評価(大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第十四条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)が継続して任命権者が定める基準を下回る場合であつて、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合</p> <p>二 担当すべきものとして割り当てられた職務を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が良くないと認められる場合</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(休職の事由)</p> <p>第四条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか(非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)にあつては、第二号)に該当する場合においては、これを休職することができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(休職の事由)</p> <p>第四条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを休職することができる。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(任命権者が講ずる措置)</p> <p>第六条 任命権者は、次に掲げる職員(以下この条において「対象職員」という。)に対し、必要な措置を講じなければならない。ただし、対象職員の行方が不明となつた場合その他これらの措置を講ずることができない場合は、この限りでない。</p> <p>一 人事評価の結果の区分が二年以上継続して最下位の区分であつて、勤務実績が良くないと認められる職員</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2 任命権者は、対象職員の勤務の状況及び対象職員に対する指導又は注意の状況の記録並びに資料の収集を行うものとする。</p> <p>3 対象職員に対し講ずる措置は、次のいずれかに掲げるとおりとする。</p> <p>一一四 (略)</p> <p>4 任命権者は、前項の措置を講じたにもかかわらず</p>	<p>(任命権者が講ずる措置)</p> <p>第六条 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる職員(以下この条において「対象職員」という。)に対し、必要な措置を講じなければならない。ただし、対象職員の行方が不明となつた場合その他これらの措置を講ずることができない場合は、この限りでない。</p> <p>一 人事評価の結果の区分が二年以上継続して最下位の区分であつて、勤務実績が良くないと認められる職員</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の対象職員の勤務の状況及び対象職員に対する指導又は注意の状況の記録並びに資料の収集を行うものとする。</p> <p>3 第一項の対象職員に対し講ずる措置は、次のいずれかに掲げるとおりとする。</p> <p>一一四 (略)</p> <p>4 任命権者は、前項の措置を講じたにもかかわらず</p>

らず、対象職員の勤務実績が良くない状態又は適格性を欠くと認められる状態が改善されない場合は、当該対象職員に対し、降任又は免職の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。

らず、対象職員の勤務実績が良くない状態又は適格性を欠くと認められる状態が改善されない場合は、当該対象職員に対し、降任又は免職の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。

5・6 (略)

5・6 (略)

(休職の効果)
第九条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第四条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年(非常勤職員にあつては、一年)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

(休職の効果)
第九条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第四条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2・3 (略)

2・3 (略)

(委任)

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程で定める。

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程で定める。

(非常勤職員についての適用除外)

第十二条 第三条第一項第一号、第六条第一項第一号及び第四号、第七条第三項並びに第八条第六項の規定は、非常勤職員には、適用しない。
2 第二条第一項及び第二項、第三条(第一項第一号を除く。)、第五条、第六条第四項、第七条(第三項を除く。)、並びに第八条第一項から第三項までの規定(降任に係る部分に限る。)は、非常勤職員には、適用しない。

第十二条 第三条第一項第一号、第六条第一項第一号及び第四号、第七条第三項並びに第八条第六項の規定は、非常勤職員には、適用しない。
2 第二条第一項及び第二項、第三条(第一項第一号を除く。)、第五条、第六条第四項、第七条(第三項を除く。)、並びに第八条第一項から第三項までの規定(降任に係る部分に限る。)は、非常勤職員には、適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。) 第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第四十二条の規定に基づき、府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料) 第二条 職員(非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。) 第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第四十二条の規定に基づき、府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料) 第二条 職員には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第二条から第</p>

という。)第十八条第一項又は一般職の任期付職員^一の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第一条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対し、給料を支給する。

(短時間勤務職員の給料月額)

第六条の二 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十一項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員^一の採用等に関する条例第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第三十条の二 (略)

(非常勤職員の給与)

第三十条の三 非常勤職員の給与に関し必要な事項については、別に条例で定める。

四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対し、給料を支給する。

(短時間勤務職員の給料月額)

第六条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び第十一項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員^一の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第五条第一項から第三項まで及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第三十条の二 (略)

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)
 第三条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条及び公</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十二条及び公</p>

<p>立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第六条の規定に基づき、府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第十七条 臨時的任用職員の休暇については、第十三条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第十八条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十六条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p> <p>第十九条・第二十条 (略)</p>	<p>立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第六条の規定に基づき、府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第十七条 臨時的任用職員の休暇については、前四条の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p> <p>第十八条・第十九条 (略)</p>
---	---

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第四条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)に定める根本基準に従い、職員(府の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員及び非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員(第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)を除く。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(非常勤職員を除く。)(以下「府費負担教職員」という。)をいう。以下同じ。)の採用から退職までにおける公務員制度の基本的な事項を定めて公正かつ適正に運用することにより、職員が自律性を備えた人材としてその能力を高めつつ、府民全体の奉仕者として全力を挙げてその職務を遂行し、もって府政の適確な運営と府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。</p> <p>(任命権者の責務)</p> <p>第二条 任命権者(警察本部長を除く。以下同じ。)は、前条の目的を達成するため、法令、</p>	<p>改正前</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)に定める根本基準に従い、職員(府の職員(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。))並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「府費負担教職員」という。)をいう。以下同じ。)の採用から退職までにおける公務員制度の基本的な事項を定めて公正かつ適正に運用することにより、職員が自律性を備えた人材としてその能力を高めつつ、府民全体の奉仕者として全力を挙げてその職務を遂行し、もって府政の適確な運営と府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。</p> <p>(任命権者の責務)</p> <p>第二条 任命権者(警察本部長を除く。以下同じ。)は、前条の目的を達成するため、法令、</p>
---	--

<p>条例、規則その他の規程の定めるところに従い、職員の評価(法第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ)、給与、分限、懲戒、退職管理等について、その権限を適切に行使するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職の任用)</p> <p>第八条 任命権者は、大阪府組織条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募(職員からの募集を含む。)により任用するものとする。ただし、公募するいとまがない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(人事評価の目的等)</p> <p>第十四条 人事評価は、職員の資質、能力及び職務意欲の向上を図ることを目的として行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(相対評価)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の人事評価は、次の表の上欄に掲げる区分のとおりに上位から区分し、おおむね同表の下欄に定める分布の割合(評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合をいう。)により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(職務給の原則等)</p> <p>第二十条 職員の給与は、法第二十四条第一項及び第二項の規定に基づくものでなければならぬ。</p> <p>2 職員の給与を定めるに当たり、法第二十四条第二項に規定する民間事業の従事者の給与を考慮する場合には、特別の理由がある場合を除き、府内の民間事業の従事者の給与についてするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(健康管理)</p> <p>第二十一条 任命権者は、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(出勤及び退勤の管理)</p> <p>第二十四条 任命権者は、職員の出勤及び退勤の管理を適正に行う方策を講ずるものとする。</p>	<p>条例、規則その他の規程の定めるところに従い、職員の評価(法第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ)、給与、分限、懲戒、退職管理等について、その権限を適切に行使するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職の任用)</p> <p>第八条 任命権者は、大阪府組織条例(昭和二十八年大阪府条例第一号)に規定する部の長の職その他任命権者が定める職については、公募(職員からの募集を含む。)により任用するものとする。ただし、公募する暇がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(人事評価の目的等)</p> <p>第十四条 人事評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)は、職員の資質、能力及び職務意欲の向上を図ることを目的として行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(相対評価)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 前項の人事評価は、次の表の上欄に掲げる区分のとおりに上位から区分し、概ね同表の下欄に定める分布の割合(評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合をいう。)により行う。</p> <p>(略)</p> <p>(職務給の原則等)</p> <p>第二十条 職員の給与は、法第二十四条第一項及び第三項の規定に基づくものでなければならぬ。</p> <p>2 職員の給与を定めるに当たり、法第二十四条第三項に規定する民間事業の従事者の給与を考慮する場合には、特別の理由がある場合を除き、府内の民間事業の従事者の給与についてするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(健康管理)</p> <p>第二十一条 任命権者は、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(出勤及び退勤の管理)</p> <p>第二十四条 任命権者は、職員の出勤及び退勤の管理を適正に行う方策を講ずるものとする。</p>
<p>この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>

大阪府条例第 号

職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第一条 職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監督責任) 第三条 (略) 1・2 (略) 3 前条第四項及び第五項の規定は、監督責任による懲戒処分を決定する場合について準用する。</p> <p>(懲戒の手續) 第四条 (略) 2 4 (略) 5 第二項の規定は、非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)には、適用しない。</p> <p>(減給の効果) 第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(非常勤職員にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。))の十分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>2 (略) (委任) 第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める。</p>	<p>(監督責任) 第三条 (略) 1・2 (略) 3 前条第四項及び第五項の規定は、監督責任による懲戒処分を決定する場合について準用する。</p> <p>(懲戒の手續) 第四条 (略) 2 4 (略)</p> <p>(減給の効果) 第七条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>2 (略) (委任) 第十条 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める。</p>

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(報酬) 第二条 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、非常勤職員に對して、次に掲げる勤務について支給する報酬の額は、常勤の職員に對して支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の計算方法との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める計算方法により算出した額とする。</p> <p>一 正規の勤務時間として定められた時間の属する日において、正規の勤務時間以外にされた勤務 二 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間にした勤務 三 勤務を要しない日として任命権者が人事委員会と協議して定める日においてした勤務</p> <p>6 (略)</p> <p>(支給方法) 第四条 (略) 一 日額又は時間額による報酬(第二条第五項に規定する報酬を含む。)月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月十日までに支給する。ただし、知事が必要があると認める場合は、勤務一日ごとに計算した額をその都度支給することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任) 第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(報酬) 第二条 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(支給方法) 第四条 (略) 一 日額又は時間額による報酬 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月十日までに支給する。ただし、知事が必要があると認める場合は、勤務一日ごとに計算した額をその都度支給することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任) 第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
<p>(略) 一 (略) 二 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第九条第二項に規定する休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び同条例第十条第一項に規定する代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)(非常勤職員(法第二十八</p>	<p>(略) 一 (略) 二 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第六条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第九条第二項に規定する休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び同条例第十条第一項に規定する代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</p>

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)
第三条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年大阪府条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員^一の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）^二第四条各項の規定により採用された職員を除く。）にあつては、任命権者が定める日）

三（略）

三（略）

（大阪府警察職員の分限に関する条例の一部改正）

第四条 大阪府警察職員の分限に関する条例（平成二十四年大阪府条例第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（休職の事由）</p> <p>第二条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれか（非常勤職員（法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員^一の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）^二第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）にあつては、第二号）に該当する場合には、これを休職することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（休職の効果）</p> <p>第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第二条の規定に該当する場合には、休職の期間は必要に応じ、いずれも三年（非常勤職員にあつては、一年）を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、警察本部長が定める。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（休職の事由）</p> <p>第二条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。</p> <p>（休職の事由）</p> <p>第二条 職員が、法第二十八条第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（休職の効果）</p> <p>第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第二条の規定に該当する場合には、休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、警察本部長が定める。</p> <p>2・3（略）</p>

（大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第五条 大阪府警察職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成二十四年大阪府条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（減給の効果）</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（非常勤職員（法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額の十分の一以下を減ずるものとする。</p>

号)第十八条第一項又は一般職の任期付職員(の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)にあつては、報酬の額(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号)第二条第五項に規定する報酬の額を除く。)の十分の一以下を減ずるものとする。

2
(略)

2
(略)

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に
関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、法第二条第十項に規定する個人番号利用事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号利用事務)

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の中欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

項	機 関	事 務
一	知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（私立のもの及び公立大学法人大阪府立大学の設置するものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
二	知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であつて規則で定めるもの
三	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
四	教育委員会	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（国立及び公立（公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。）のものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

大阪府条例第 号

大阪府住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

大阪府住民基本台帳法施行条例（平成二十三年大阪府条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の十五第一項第二号及び第二項（第一号を除く。）並びに第三十条の四十第三項の規定に基づき、本人確認情報の利用及び提供に必要必要な事項を定め、併せて法の施行に關し必要な他の事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の十五第一項第二号及び第二項並びに第三十条の四十第三項の規定に基づき、本人確認情報の利用及び提供に關し必要な事項を定め、併せて法の施行に關し必要な他の事項を定めるものとする。</p>
<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法 二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法</p>	<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第五条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法 二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気</p>
<p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 第五条 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の府の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）は、別表第二の上欄に掲げるものとし、同号の条例で定める事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。</p>	<p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務) 第四条 法第三十条の十五第二項の条例で定める知事以外の府の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）は、別表第二の上欄に掲げるものとし、同項の条例で定める事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。</p>

「ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

別表第一（第三条関係）

五	(略)	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二十条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（私立のもの及び公立大学法人大阪府立大学の設置するものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
六	(略)	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であつて規則で定めるもの
七	九	(略)
十	十一	(略)
十一	十二	(略)
十二	十三	(略)

別表第二（第五条関係）

提供を受ける知事 以外の執行機関	事務	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	(略)	府費負担教職員退職年金及び退職一時金条例（昭和二十六年大阪府条例第五十一号）に基づく府費負担教職員の退職年金及び退職一時金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二十条各号（第三号を除く。）に掲げるもの（国立及び公立（公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。）のものに限る。）をいう。）への就学に要する経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一（第三条関係）

五	(略)	(略)
六	八	(略)
九	十二	(略)
十四	十四	(略)

別表第二（第四条関係）

提供を受ける知事 以外の執行機関	事務	府費負担教職員退職年金及び退職一時金条例（昭和二十六年大阪府条例第五十一号）に基づく府費負担教職員の退職年金及び退職一時金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
教育委員会	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)